

「投資信託約款・規定」の改定のお知らせ

みずほ信託銀行株式会社は、投資信託の特定口座にかかるお取扱いを明確にするため
「投資信託約款・規定」のうち、「特定口座約款」を以下の通り改定いたします。

改定前	改定後
第 18 条（特定口座の廃止） この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴い、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。 （1）お客さまが当行に対して、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定される「特定口座廃止届出書」を提出される場合 （2）租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定される「特定口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 （3）申込者が本約款の変更に同意なされないとき （4）法令諸規則等に照らし合理的な理由に基づき当行がお客さまに対して解約を申し出た場合 （5）その他やむを得ない事由が生じたとき	第 18 条（特定口座の廃止） この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴い、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。 <u>また、本条 (3) の場合については、「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなします。</u> （1）お客さまが当行に対して、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定される「特定口座廃止届出書」を提出される場合 （2）租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定される「特定口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 <u>（3）投資信託口座の振替決済口座が解約されたとき</u> <u>（4）</u> 申込者が本約款の変更に同意なされないとき <u>（5）</u> 法令諸規則等に照らし合理的な理由に基づき当行がお客さまに対して解約を申し出た場合 <u>（6）</u> その他やむを得ない事由が生じたとき